

○鯖江・丹生消防組合消防団員の服制に関する規則

昭和62年10月12日

規則第2号

第1条 鯖江・丹生消防組合消防団員の服制は、消防団員服制(昭和25年国家公安委員会告示第1号)による。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この規則により規定された服制の内容を一部変更することができる。

第2条 その他必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。